第八条第一項第二号ロ中「同項第十号」を「同条第一項第十号」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　第二百二十四条（第百四条、第百十三条第一項及び第二百七十九条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

第十条第二項第二号中「に係る資産」の下に「（証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。）」を加える。

第二十条第一項第五号を次のように改める。

五　第二百二十四条（第百四条、第百十三条第一項及び第二百七十九条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

第三十七条第二項中「イスラム開発銀行」の下に「、予防接種のための国際金融ファシリティ」を加える。

第百四条中「場合が」を「場合に」に改める。

第百十六条を次のように改める。

（特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い）

第百十六条　前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）について準用する。

第百三十一条の二第一項第三号を次のように改める。

三　特定順位参照型クレジット・デリバティブ（前号に掲げるものを除く。）

第二百二十六条第一項を次のように改める。

農林中央金庫が標準的手法を採用した場合であって、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときには、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一　長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

イ　オリジネーターのとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
6—1	二十	四十
6—2	五十	百
6—3	百	二百二十五
6—4	自己資本控除	
6—5		

ロ　イ以外のとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
6—1	二十	四十
6—2	五十	百
6—3	百	二百二十五
6—4	三百五十	六百五十
6—5	自己資本控除	

二　短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
7—1	二十	四十
7—2	五十	百
7—3	百	二百二十五
7—4	自己資本控除	

第二百二十六条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項に次の一号を加える。

四　農林中央金庫が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格付が、農林中央金庫による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

第二百二十六条第四項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項の次に次の五号を加える。

三　農林中央金庫の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

四　農林中央金庫の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五　農林中央金庫の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

六　農林中央金庫が、第一条第一号の二イ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

七　第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。

第二百二十六条第八項中「同項各号に該当する」を「無格付の」に、「当該流動性補完」を「当該適格流動性補完」に、「とする」を「とすることができる」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「すべて」を「全て」に改め、「無格付」の下に「（同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百三十一条において同じ。）」を加え、同項第一号を次のように改める。

一　当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの（再証券化エクスポージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスポージャーが含まれているものを除く。）をいう。以下同じ。）であること。